



事務所だより 11月号

西田成希税理士事務所

暮秋の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

10月は週末ごとに、台風21号が近畿地方に上陸し、また22号が接近したりで、私のテニスの試合もことごとく中止となりました(>_<)。幸い我が家は被害なく無事でしたが、台風21号の時は家が揺れました。風であんなに揺れるとは！屋根が飛んで行きそうな勢いで怖かったです。皆様は、大丈夫でしたでしょうか。

台風21号が上陸する前の日、10月21日(土)に勉強会をしていました(^;)。皆様とは直接関係ありませんが、少し宣伝させてください。

この勉強会、『学びの壺』といいます。『壺』ってなんでも入るので、税金のことだけでなく、あらゆることを勉強して、知識として仕舞っておけたらいいな、という意味で名付けました。

私も含め実務をやっていると疑問点がたくさん出てきます。自分一人では解決できない問題もあります。実務の質問やいろいろ勉強できる「場」が欲しい、ということで専門学校の前受講師と一緒に立ち上げたものです。開催は、2か月に1回のペースです。1時間半ほど勉強して、そのあと懇親会です(これが一番の楽しみ(^)/)。勉強会のテーマは毎回異なります。今回は私の担当で、来年から適用される「地積規模の大きな宅地の評価」について勉強しました。

講師は、私だけではなくメンバーの中でいろんな方が講師をしてくれます。メンバーの皆さん、とても物識りで、疑問が解決したり、新たな発見があったりで、いつも本当に勉強になります。

この勉強会、始めたのが2012(平成24)年11月でしたので、丸5年が経ちました。こんなに続くとは思っていませんでした。もうボチボチ役目を果たしたかなあ、と思っているのですが、懇親会がとても楽しいので、もう少し続けようかと考えています。そんな勉強会後の懇親会の様子の写真です。勉強した後なので、みんなイキイキ(?)してます! (^;)



台風の痕跡。ゴミや松葉で片付けが大変でした。



勉強会後の1杯、このひと時が楽しみです(^^)

では、事務所だより11月号をお送りします。急に寒くなりました。体調にはお気を付けてください。

☆ お知らせ (平成29年11月の税務)

期 限	項 目
11月10日	10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
11月15日	所得税の予定納税額の減額申請
11月30日	所得税の予定納税額の納付(第2期分)
	特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
	9月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	3月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>	
	個人事業税の納付(第2期分)

※ 先月もお知らせしましたが、保険会社等から『生命保険料控除証明書』等、年末調整や確定申告に必要な書類が届いております。また、税務署から分厚い封筒(年末調整関係書類)も届きます。お伺いしたときにお預かりします。

☆ 消費税増税に向けた布石?

国税庁は来年度に向けた予算額と機構・定員の要求で、税務行政のIT化やマイナンバー制度の開始への対応として東京国税局に情報システム専担の部署を設けるとともに、滞納業務に当たる「特別機動国税徴収官」の新設を要望しました。新ポストの要望は、滞納のスピーディーな処分にかかる国税の意気込みの表れといえそうです。

国際的な租税回避行為への対応や税制改正への対応などの観点から、前年より2人少ない

1,105 人の増員要求を行いました。ただし併せて来年度には 1,052 人強の定員合理化も行う方針であることから、純増要求数は前年と同じ 53 人となっています。

機構要求で目を引くのが、東京国税局に新たに設ける「特別機動国税徴収官（仮称）」です。具体的にどのような業務に当たるかは不明ですが、一般的な徴収官の基本的な業務が滞納への対応であることや、要望目的を「調査・徴収事務の複雑化等への対応」としていることから、何らかの形で滞納者へ接触する業務に当たる役職で間違いなさそうです。

高額であったり悪質であったりする案件へ対応する役職としては、すでに特別徴収官、通称「トッカン」が存在します。今回さらに新ポストを求めた背景には、より国税が徴収業務を強化していく姿勢の表れであるとともに、2019 年 10 月に控える消費増税への「足場固め」の意味合いも予想されるようです。

過去の例を見るまでもなく、消費税が上がれば滞納者は急増します。高額滞納や、督促に応じない納税者も増えるでしょう。そうした状況への備えとして、より「機動的」に動ける現場スタッフを国税が育成しようとしているということは、十分に考えられます。

☆ 平成 30 年 1 月 1 日以後の手続き 保険契約者の名義変更と課税関係

現行法では、生命保険契約の契約者の名義を変更しただけでは、新たに契約者になった者に対する贈与の課税はありません。

具体的には、「甲」契約者でかつ保険料負担者、「乙」が被保険者、保険金受取人は「丙」の場合で、その後、甲から保険金受取人である丙に契約者の名義を変更し、丙が保険料を負担することになったとしても、名義変更時までに、甲が負担していた保険料相当額については、丙への贈与にはならないということです。

◆ 名義変更後の課税の取扱いと問題点

上記の例において、①丙への名義変更後、甲死亡前に保険の満期を迎えると、当該満期保険金は丙が受け取ります。この場合の丙の課税は、丙自身が負担した保険料相当額に対応する保険金部分は一時所得としての課税を受け、甲が負担した保険料相当額に対応する保険金は甲から贈与により取得したものとして贈与税の課税を受けます。

また、②名義変更後、甲の死亡前に被保険者乙が死亡すると、当該死亡保険金は丙が受け取ります。この場合の丙の課税は、死亡保険金の内、丙が負担した保険料相当額に対応する保険金は一時所得としての課税を受け、甲が負担した保険料相当額に対応する保険金は甲から贈与により取得したものとして、贈与税の課税を受けます。

なお、③名義変更（甲から丙）が甲の死亡によってなされた場合には、丙は生命保険契約に関する権利を相続等により取得したことになり、甲の本来の相続財産として相続税の課税対象になります。

以上が保険契約の名義変更に関する課税の取扱いです。しかし、実際の申告では、名義変更に関する資料が十分に整備されていないこともあってか、受取保険金のすべてが一時所得として申告されていた等、法が予定していた申告が行われていない事例が散見されたようです。

◆ 平成 30 年 1 月 1 日以後の取扱い

現行法では、保険会社から税務署に提出される情報（支払調書）には、名義変更に関する情報、元の契約者の払込保険料に関する情報はありません。

そこで、平成 27 年度の税制改正で平成 30 年 1 月 1 日以後、保険金等の支払があった場合、または契約者が死亡し名義変更があった場合には、保険会社は上記情報を税務署に提出することを義務付けられました。

今一度、保険関係の書類を確認し、今後の対応を考えてはどうかと思います。

☆ 加熱式煙草に増税論

普及が進む「加熱式たばこ」の増税論が話題を呼びそうです。加熱式たばこは一般的な紙巻きたばこと税額算出方法が異なって税額が低くなるほか、税負担もバラバラになっています。加熱式人気の高まりは減収につながる可能性も高く、先に手を打ちたい税当局の狙いも伺えます。

発端は自民党の宮沢洋一税制調査会長へのインタビュー報道でした。宮沢氏は加熱式への切り替えが増えている認識を示した上で、「紙巻きより加熱式は税率が低い。(商品を出している) 3 社で実効税率が違っている問題があり、それなりの答えを年末までに出していかなければならないだろう」と述べました。

加熱式は、カプセルなどの中で葉たばこを加熱し、発生する蒸気やたばこ本来の味や香りを楽しむもの。煙も臭いも少ないとして近年、利用者が急増しています。

税制面では、通常の紙巻きは 1 箱 440 円（20 本入り、税込み）の場合、たばこ税（244.88 円）と消費税（32.59 円）合わせて 277.47 円（負担率 63.1%）ですが、加熱式は現行では「パイプたばこ」に該当するため、紙巻き 1 本のたばこ税率（12.244 円）をそのまま課税せず、葉たばこが詰められたスティックなども含めた重量 1 グラムを紙巻き 1 本と換算しています。ただ、各社とも製品形状や課税重量が異なり、値段はほぼ同じでも、税負担は 49.2%～14.9%（製品の種類で異なる）と大幅に異なっています。

日本の紙巻き販売数量は 1,680 億本と 20 年前から半減していますが、たばこ増税もあって税収は 2 兆円超で推移し続けています。税当局には、現行の税制のまま紙巻きよりも税率が低い加熱式への切り替えが進行することによる税収減の懸念もありそうです。

西田成希税理士事務所
〒659-0053
兵庫県芦屋市松浜町 6 番 14-2 号
電話 090-7490-7396
FAX 0797-78-6488